



基 勞 補 発 第 1 9 号

平成13年 7月17日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

義肢の断端袋の支給に係る事務の取扱いについて

義肢の断端袋に係る支給枚数の基準については、平成13年7月17日付け基発第650号「労働福祉事業実施要綱の全面改正について」の一部改正についてをもって改正されたところであるが、その支給に係る事務処理については下記の事項に留意されたい。

記

義肢の断端袋については、従来、義足用は年間6枚、義手用は年間4枚を支給していたところであるが、今回の改正により、年間の上限額の範囲内で必要な枚数を支給することとされたことから、今後、義肢の断端袋を支給する際には、次により年間の上限額の範囲内であることの確認を行うこと。

- 1 義肢の断端袋を支給する際は、労働福祉事業原票の「備考」欄にその断端袋に係る費用の額を記載しておくこと。
- 2 義肢の断端袋の支給の申請があった場合は、既に支給済の断端袋に係る交付年月日及び断端袋の費用の額を労働福祉事業原票より確認した上で、支給の有無を判断すること。